

■議案第24号 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、引用法令の条項ずれが生じたことから、これを整理するため条例を改正するものです。

【改正の内容】

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めます。

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは <u>法第243条の2の2</u> 第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。	(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは <u>法第243条の2</u> 第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。

【根拠法令】

議案第23号の地方自治法（改正後）抜粋に同じ。